

大町ダム等再編事業 事業監理委員会 傍聴規定

第1条 目的

本規定は、大町ダム等再編事業事業監理委員会公開規定第3条に基づき、大町ダム等再編事業事業監理委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条 受付

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前よりとする。

第3条 入室

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、委員会の開始までとする。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条 委員会の傍聴

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第5条 退場等の措置

委員会は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条 その他

本規定の変更や本規定の定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則 施行期日

本規定は、令和3年3月23日より施行する。